

2026 年 7 月 16 日

2026 年度 学校法人京都薬科大学監事監査計画書

監事 岡本 光弘

監事 北出 達也

2026 年度監事監査計画を次のとおり定める。

1. 基本方針

監事は学校法人の経営活動がステークホルダーの利益にかない、学校法人の社会における責任を果たし、学校法人が価値と社会的評価を高められているかについて監査を行う。また、学校法人が掲げる目標を達成する観点から大学業務について適正かつ効率的な運営に資するために内部監査員及び会計監査人と連携して監査を行う。

2. 実施期間

(1) 業務監査

2026 年度を通して期中監査を行うほか、2026 年度終了後の 2027 年 6 月までに期末監査を行う。

(2) 財産監査及び会計監査

2026 年度を通して期中監査を行うほか、2026 年度の会計に関し 2027 年 6 月までに期末監査を行う。

3. 監査の方法

(1) 業務監査

業務監査は、単に適法性の観点だけでなく、学校法人の運営上明らかに妥当でないと判断される場合にその事実を指摘する。「業務」とは、理事会及び評議員会の適正な運営並びに学校法人の管理及び教学（教育内容を除く）業務をいい、次の方法により行う。

- ① 期中監査は、理事会、教授会、評議員会等の主要な会議に出席するとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの概況聴取等により行う。
- ② 理事長、学長との随時の面談により日常業務についての進捗確認を通しての意見交換を行う。
- ③ 期末監査は、2026 年度の業務全般に関し、理事長、学長等からの概況聴取を行うとともに、必要に応じて書面監査及び担当責任者等からの個別事情聴取等により行う。

(2) 財産監査及び会計監査

- ① 財産監査及び会計監査は、大学の帳簿及び証拠書類等の閲覧及び担当責任者へのヒアリング等によって行い、年度決算時には、会計監査人の監査結果の相当性を判断することによって行う。
- ② 内部監査員及び会計監査人との定期的な面談により、財産監査・会計監査についての意見交換を行う。

4. 重点監査事項（臨時監査）

業務監査の対象事項のうち、以下の事項を 2026 年度の重点事項として、臨時監査を行う。監査は、職員の意見を聴取するほか、関連する会議資料や議事録を閲覧することによって行う。

- （１）職員の評価制度について
- （２）教育職員の昇任人事の在り方について
- （３）S T 比の改善について
- （４）国家試験合格率向上に向けた学習支援体制について
- （５）第 4 期中期計画の実施状況及び第 5 期中期計画について
- （６）コンプライアンス体制の検証について

なお、重点監査事項については、上記の各事項に加えて必要に応じて追加することがある。